

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### （1）損害項目

ア 営業損害（避難指示等対象区域内所在の取引先との取引に関するものに限る。）

イ 弁護士費用

##### （2）期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり7828万円の支払義務があることを認める。

##### （1）営業損害

金7600万円

##### （2）弁護士費用

金228万円

##### （3）上記合計

金7828万円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。またその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月10日

（仲介委員 板垣眞一）